

災害時などにおける松江市立休日歯科応急診療所の休診基準について

要因	休診基準
洪水 土砂災害	市内に「警戒レベル4（避難指示）」または「警戒レベル5（緊急安全確保）」が発令された場合（発令される可能性がある場合、または解除後でも災害の影響が残っている場合等を含む）
地震	震度5弱以上の地震が観測された場合（被災状況に応じて休診期間を決定）
大雪	「大雪警報（12時間降雪の深さ（平地）が25cm以上に達すると予想されるとき）」が発表されたとき（警報前・警報解除後において、積雪や交通状況等により開所が困難な場合を含む）